障　第　１７６　号
令和２年５月27日

各指定自立支援医療機関の管理者　様

岩手県保健福祉部
障がい保健福祉課総括課長
（公　印　省　略）

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた自立支援医療（精神通院）受給者証の有効期間の延長及び各種申請の取扱いについて

このことについて、各県保健所長及び各市町村精神保健福祉主管課長あてに別添のとおり通知しましたので、下記事項について留意のうえご協力お願いします。

記

１　受給者証の延長について

令和２年３月１日から令和３年２月28日までに現在使用している受給者証の有効期間が満了する方について、各市町村精神保健福祉主管課長あて通知のとおり、現在の受給者証の有効期間の満了日が１年後に延長されているものとして読み替えてご対応願います。

２　再認定申請と診断書の提出時期について（診断書を作成する医療機関向け）

精神通院医療においては、診断書の提出は２年に一度としているところですが、本来当該受給者証の有効期間中に予定されていた再認定の申請時において、「ア診断書の提出が必要であった方」および「イ不要であった方」については、何れの場合であっても、本来の診断書の提出から１年遅らせるという考え方でご対応願います。

ただし、再認定申請を、すでにおこなっている方またはその他やむを得ない理由で今後おこなう方については、通常どおりの取扱いとします。

※　令和２年３月に有効期間が満了する受給者が、再認定の申請を予定していた場合
　ア　本来診断書の提出が必要であった方（直近の診断書の提出から２年目の方）
　　　令和３年（１年後）の申請時に提出が必要。
　イ　本来診断書の提出が不要であった方（直近の診断書の提出から１年目の方）
　　　令和４年（２年後）の申請時に提出が必要。

３　その他

本県ホームページにて国の通知等を掲載しますので、必要応じてご確認願います。

【担当】
こころの支援担当
TEL：019-629-5450（直通）